

令和6年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

東大和市



市税につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年、賦課期日（1月1日）現在、所有している資産を1月31日までに申告していただく必要があります（地方税法第383条）。つきましては、この手引きを参考に同封の申告書等を作成し、ご提出ください。

申告期限:令和6年1月31日(水)

提出・問い合わせ先:東大和市役所課税課家屋資産税係

(1階4番窓口)(5ページ参照)

- ☆ 申告書等を郵送で提出される方で控えの返送をご希望の場合は、**返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。**宛先として使用していただけるラベルを5ページに印刷してありますので、ご利用ください。
- ☆ 所得税・法人税の申告（税務署）と償却資産の申告（市役所）は、別のものであるため、それぞれご申告いただく必要があります。
- ☆ **前年中に資産の増減がない場合や償却資産をお持ちでない場合、転出・廃業等があった場合は申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。**

《目次》

1 償却資産とは	1～3ページ
2 償却資産の申告について	3～5ページ
3 提出書類について	6～9ページ
4 償却資産の税額計算について	10～11ページ
5 その他	11ページ

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費として算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

（地方税法第341条第4号）

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

種類		固定資産税における償却資産の例示
1 構 築 物	構 築 物	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の設備・舗装路面、農業用ビニールハウス、看板（広告塔等）、立体駐車場、駐輪場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、家屋の賃借人等が施した内装・内部造作等 (2 ページ「(4) 家屋と償却資産の区分」を参照)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置（工作機械、印刷機械、旋盤、ボール盤、プレス等）、クレーン等建築機械、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械、立体駐車場の機械装置等
3	船 船	ボート、漁船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車等、貨車、客車等 (自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く)
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	家具、電気機器・ガス機器、事務机、応接セット、陳列ケース、衝立、ロッカー、ルームエアコン、事務機器・通信機器（レジスター、パソコン、複写機等）、測定・検査工具、治具及び取付工具、切削工具、金型、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器、厨房器具、自動販売機、看板、コンテナ、金庫等

(3) 業種別の主な償却資産

下の表は、業種別の償却資産の例示です。

業種	固定資産税における償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作、看板（広告塔、ネオンサイン）、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、ボール盤、梱包機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車等（自動車税・軽自動車税の課税対象になるものを除く）
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
美容・理容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット等）、手術機器、ファイバースコープ、MRI装置、ベッド等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、舗装路面等
農業	屋外電気・給排水設備、ビニールハウス、物置（家屋として固定資産税が課税されていないもの）、噴霧器、精米機、脱穀機、コンベアー、チッパー、農耕作業用車両（小型特殊自動車は除く）、その他農業機械等

(4) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

①家屋と設備等の所有者が同じ場合

- ア. 家屋とするもの：家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備、内装、造作等
- イ. 償却資産とするもの：独立した機器としての性格が強いもの

②家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自ら事業を営むために取り付けした内装工事や造作、建築設備等については、テナントの方が償却資産として申告してください。

主な設備等の例示

設備の種類	設備等の内容	家屋と建築設備等の 所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却 資産	家屋	償却 資産
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備、予備電源設備、電力引込工事一式		◎		◎
	中央監視設備		◎		◎
	特定の生産又は業務用の動力配線設備		◎		◎
	上記以外の動力配線設備	○			◎
	屋外の電灯コンセント・照明器具設備、非常用照明器具		◎		◎
	屋内の電灯コンセント・照明器具設備	○			◎
	避雷設備、火災報知設備、盗難非常通報装置	○			◎
電話設備	電話機、交換機等の機器、LAN 設備一式		◎		◎
	電話配線、端子盤等	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備（屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用）		◎		◎
	給排水設備（配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等）	○			◎
	ガス設備（屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用）		◎		◎
	ガス設備（屋内の配管等）	○			◎
	衛生設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	壁掛型ルームエアコン、特定の生産又は業務用の 空調設備及び換気設備		◎		◎
	上記以外の空調設備及び換気設備	○			◎
その他	機械式駐車設備、料金精算機、広告塔、駐輪設備		◎		◎
	ドア自動開閉設備、金庫室の扉、昇降機設備等	○			◎
	厨房設備（飲食店等）、冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、		◎		◎
外構工事	外構工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

2. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、東大和市内において償却資産を所有されている方です。

なお、次に該当する方も申告が必要です。

- ①内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人等の方
- ②償却資産を他に賃貸している方
- ③所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ④所有権移転リースの場合、償却資産を使用している借主の方
- ⑤割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は買主の方
- ⑥償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者外〇名」という共有名義でご申告ください。）

⑦償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

※償却資産を所有されていない方は申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入して申告をお願いします。また、移転、廃業、合併等で全ての資産が減少した方も、その旨を記載の上、申告をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産、ならない資産

①申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、東大和市内において事業の用に供することができる資産です。なお、次のような資産も申告が必要になります。

ア. 償却済資産（減価償却が終わった資産）

- イ. 福利厚生のに供するもの
- ウ. 建設仮勘定で経理されている資産
- エ. 簿外資産（会社の帳簿に記載されてない資産）
- オ. 遊休又は未稼働の資産
- カ. 家屋に施した建設設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（2、3ページ参照）
- キ. 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- ク. 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても 個別に減価償却しているもの
- ケ. 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

②申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、固定資産税の課税対象にならないため、申告の必要はありません。

- ア. 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- イ. 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- ウ. 繰延資産
- エ. 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入しているもの）
- オ. 取得価格が20万円未満のもので、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- カ. 取得価格が20万円未満のリース資産
（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）

少額の減価償却資産の取り扱いについて

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別に償却しているもの	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
中小企業者等の少額資産特例	申告対象	申告対象	申告対象	－
一時損金算入	申告対象外	－	－	－
3年一括償却	申告対象外	申告対象外	－	－
リース資産	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象

(3) 申告書の提出方法

①窓口や郵送による提出

提出書類（6ページ参照）を窓口や郵送により提出してください。

※申告書等を郵送で提出される方で控えの返送をご希望の場合は、返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

②電子申告による提出

インターネットを利用して、**eLTAX**（地方税ポータルシステム）により申告データを送信することができます。**eLTAX**の利用開始や利用方法については、**eLTAX ヘルプデスク**にお問い合わせください。

eLTAX ホームページアドレス	https://www.eltax.lta.go.jp/
eLTAX サービスのご利用時間	8:30～24:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く。 休日のご利用日は、上記ホームページでご確認ください。）
eLTAX ヘルプデスク 受付時間 9:00～17:00 （土・日・休祝日、年末年始 12/29～ 1/3 は除く。）	eLTAX ホームページ内のお問い合わせフォームから お問い合わせください。 なお、お急ぎの場合には、以下にお電話ください。 0570-081459 上記の番号でつながらない場合、 03-5521-0019

<提出先・お問い合わせ先>

東大和市役所 市民環境部 課税課 家屋資産税係 （市役所1階4番窓口）

電話 042-563-2111 内線 1059～1061

郵送の場合 ☎切り取ってお使いください☎

〒 207-8585

東大和市中心3丁目930番地
東大和市民環境部課税課
家屋資産税係 行

3. 提出書類について

(1) 提出書類

提出していただく書類は、異動資産申告にするか、全資産申告にするかで異なります。

①異動資産申告

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、市役所で行います。

②全資産申告

賦課期日（1月1日）現在所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

○…必要 ✕…不要

	申告して いただく方	申告資産	償却資産 申告書	種類別明細書		記入事項
				増加資産 ・全資産用	減少 資産用	
異 動 資 産 申 告	初めて申告 される方	資産あり	○	○	✕	明細書には、東大和市内に所有する全資産を記入してください。
		資産なし	○	✕	✕	申告書「18備考」欄に『該当資産なし』と記入してください。
	申告された ことがある方	増減あり	○	○	○	明細書には、増加・減少した資産のみを記入してください。（申告もれを含む）※1
		増加あり	○	○	✕	明細書には、増加した資産のみを記入してください。（申告もれを含む）※1
		減少あり	○	✕	○	明細書には、減少した資産のみを記入してください。（申告もれを含む）※1
	増減なし	○	✕	✕	申告書の（イ）欄の数値をそのまま（ニ）欄に転記してください。※2	
廃業・市外 転出等された方	—	○	✕	✕	申告書中の「18備考」欄にその旨を記入して、申告書のみを提出してください。 （例：〇〇年〇〇月〇〇日廃業）	
全 資 産 申 告	初めて申告 される方	資産あり	○	○	✕	明細書には、東大和市内に所有する全資産を記入してください。
		資産なし	○	✕	✕	申告書「18備考」欄に『該当資産なし』と記入してください。
	申告された ことがある方	増減あり	○	○	○	明細書には、東大和市内に所有する全資産を記入してください。
		増減なし	○	✕	✕	
	廃業・市外 転出等された方	—	○	✕	✕	申告書中の「18備考」欄にその旨を記入して、申告書のみを提出してください。 （例：〇〇年〇〇月〇〇日廃業）

(※1) 申告書「18備考」欄の資産増減の有無の『有』を○で囲んでください。

(※2) 申告書「18備考」欄の資産増減の有無の『無』を○で囲んでください。

(2) 償却資産申告書記入方法

本枠で囲まれた各項目の内容を記入してください

令和 年 月 日
東大和市長 殿

受付印

令和 6 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

207-0015
東大和市中中央3丁目930番地
(電話 042-563-XXXX)

東大和 太郎
(住所 Oxx-x-xx-xx)

1・2 変更・訂正等がある場合は、その上部に変更後のものを記入してください。

6 申告内容の問合せを行うことがありますが、必ず記入してください。

8~14 該当するものを○で囲んでください。

15 東大和市内にある資産の所在地を記入してください。また、所在地が複数の場合は全て記入してください。

16 借用資産の有無につき該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の名称等を記入してください。

17 該当するものを○で囲んでください。

18 特例対象となる資産がある場合は、備考に特例の適用条項と名称(略称可)を記入してください。

18 解散・廃業・休業などの場合はその旨と日付を記入してください。

18 該当資産がない場合は、「該当資産なし」と記入してください。

資産の種類	前年中に取得したもの(ア)	前年中に減少したもの(イ)	計(イ)+(ロ)+(ハ)	前年中に取得したもの(ニ)	前年中に減少したもの(ヒ)	計(ニ)+(ヘ)+(ホ)
1 構築物	2,500,000		2,500,000			2,500,000
2 機械及び装置	2,000,000		2,000,000			2,000,000
3 船						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品	1,052,800	802,800	1,855,600			1,855,600
7 合計	5,552,800	802,800	6,355,600			6,355,600

18 前年度申告と比べ、資産の増減がある場合には「有」、ない場合には「無」を○で囲んでください。

～マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について～

マイナンバーについては、地方税の賦課徴収事務に利用させていただくため、記載欄を設けておりますが、個人番号の記載がない場合や本人確認資料の不足等により本人確認ができない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

～申告に関する注意事項～

- ア. 正当な事由なくして申告をしなかった場合、又は、虚偽の申告をした場合は、過料又は罰金を科されることがあります。
(地方税法第385条、第386条)
- イ. 申告漏れ等の過年度取得資産が含まれる場合には、原則として、適正年度にさかのぼって課税させていただきます。
(地方税法第17条の5第5項)

～実地調査等へのご協力のお願い～

申告書受理後、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づいて、税務署において国税資料を閲覧し、償却資産の捕捉調査をすることがあります。

これらの調査の結果に応じて修正申告をお願いすることがあります。この場合に、資産の取得年次に応じ、さかのぼって課税することもありますので、あらかじめご承知おきください。

4. 償却資産の税額計算について

(1) 評価額の計算方法

申告していただいた資産を一品ずつ資産の取得時期、取得価格及び耐用年数をもとに評価額を算出します。

①前年中に取得のもの

$$\text{取得価格} \times \text{前年中に取得した資産の減価残存率} (1 - r / 2) = \text{評価額}$$

②前年前に取得のもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前に取得した資産の減価残存率} (1 - r) = \text{評価額}$$

* r…耐用年数に応じる減価率（下表参照）

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。**算出した評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%の額が評価額となります。**

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r			前年中取得 1 - r / 2	前年前取得 1 - r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋

(2) 税額の計算方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

※課税標準額とは、償却資産の一品ごとの評価額の合計です。

【例：課税標準額が 150 万円の場合（150 万円未満の場合は免税点未満になるため課税されません。）】

$$1,500,000 \text{ 円} \times 1.4/100 = 21,000 \text{ 円}$$

免税点未満になるかどうかは、市で評価額を算出した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらずご申告をお願いいたします。

5. その他

(1) 国税との主な違い

固定資産税と国税との主な違いは以下の表のとおりです。

項目	固定資産税	国 税
償却計算の基準日	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません*	認められます
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額の1円まで 償却可能
改良費の評価方法	区分評価 (改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)	原則区分評価 (一部合算も可)
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められません	認められます

※圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

再生紙を使用しています。